



平成 26 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社翻訳センター
代 表 者 代表取締役社長 東 郁男

(コード：2483 JASDAQスタンダード)
問 合 せ 先 取締役経理部長
(兼) 総務部長 中本 宏
(TEL. 06-6282-5013)

株式の売出し、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動 並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成26年2月21日開催の取締役会において、下記のとおり、株式の売出しを行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主の異動並びにその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社株式の売出し

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | |
|---|---|-----------|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 310,000 株 |
| (2) 売 出 人 | 株式会社ウィザス | |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 3 月 3 日（月）から平成 26 年 3 月 5 日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値の無い場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で決定する。） | |
| (4) 売 出 方 法 | みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の 6 営業日後の日。 | |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 | |
| (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 東 郁男に一任する。 | | |
| (10) 本株式の売出しについては、平成 26 年 2 月 21 日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。 | | |

ご注意:この文書は、当社株式の売出し、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. をご参照）

- | | |
|---|--|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式
46,000 株 |
| (2) 売 出 人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 46,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金と同一とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 東 郁男に一任する。 | |
| (10) 本株式の売出しについては、平成 26 年 2 月 21 日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。 | |
| (11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。 | |

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは、当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上を目的としたものであります。また、これまで当社は平成 25 年 4 月 1 日付で実施した株式の分割、単元株制度の採用など、投資家の皆様にとって売買しやすい環境を整えることを目指してまいりました。今般の売出しにより、一層適正な株価形成に資するものと考えております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 46,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成 26 年 3 月 20 日（木）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 26 年 3 月 20 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。

ご注意:この文書は、当社株式の売出し、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、当社は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

II. 主要株主、主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社株式の売出しに伴い、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動が見込まれるものであります。

2. 異動が見込まれる主要株主の概要

(1) 主要株主並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社でなくなる株主の概要

(1) 名称	株式会社ウィザス
(2) 所在地	大阪市中央区備後町三丁目6番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 生駒 富男
(4) 事業内容	サービス業
(5) 資本金	1,299,375 千円（平成25年12月31日現在）
(6) 設立年月日	昭和51年7月1日
(7) 連結純資産	3,840,230 千円（平成25年12月31日現在）
(8) 連結総資産	13,276,138 千円（平成25年12月31日現在）

ご注意:この文書は、当社株式の売出し、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(9) 大株主及び持株比率 (平成25年9月30日現在)	株式会社ヒントアンドヒット	11.86 %
	ウィザス職員持株会	6.69 %
	株式会社増進会出版社	6.00 %
	他	
(10) 上場会社と当該株主の関係 (平成25年9月30日現在)		
資本関係	当該会社、当社の普通株式 356,000 株 (持株比率 21.13%) を保有しております。	
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。	

(2) 新たに主要株主である筆頭株主となる主要株主の概要

(1) 名 称	エムスリー株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 谷村 格
(4) 事 業 内 容	サービス業
(5) 資 本 金	1,385,088 千円 (平成25年12月31日現在)

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数 (所有株式数) 及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 株式会社ウィザス

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成25年9月 30日現在)	主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社	3,560個 (356,000株)	21.14%	第1位
異動後	—	460個 (46,000株)	2.73%	第5位

(2) エムスリー株式会社

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成25年9月 30日現在)	主要株主及び その他の関係会社	3,450個 (345,000株)	20.48%	第2位
異動後	主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社	3,450個 (345,000株)	20.48%	第1位

(注) 1. 議決権の数及び所有株式数並びに総株主の議決権の数に対する割合の算出に用いた総株主の議決権の数は平成25年9月30日の株主名簿の値を用いております。

2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し (引受人の買取引受による売出し)」記載の受渡
期日 (売出価格等決定日の6営業日後の日)

ご注意: この文書は、当社株式の売出し、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. 今後の見通し

本異動における当社業績等への影響はありません。なお、今後の業績に重要な影響が見込まれる場合には、速やかに公表いたします。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出し、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動並びにその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。